

市政

狭山市駅東口土地区画
整理事業の保留地を公売
対象自宅などを建設する予定



黄色の封筒が届いた方は手続きを！

～年金を受け取るための資格期間が短縮されます～
8月から老齢年金を受け取るために必要な受給資格期間が25年から10年に短縮されます。日本年金機構では、対象者に請求書類を同封した黄色の封筒(A4サイズ)を郵送しています。手続きがお済みでない方は、ねんきんダイヤルで予約の上、所沢年金事務所で行ってください。
予約ねんきんダイヤルへ ☎0570-05-1165 問合せ所沢年金事務所 ☎2998-0170か保険年金課へ内線1056

暮らし

の方 公売区画25街区2画地(先着順) 用途地域第一種中高層住居専用地域 公売面積157・35平方メートル 公売価格申し込み後、保留地処分価格の鑑定を行い、決定します(平成21年度の参考価格は、2千647万7千850円) 申込み狭山市駅東口土地区画整理事務所へ ☎2959・9700

保健センター

☎2959・5811

◆乳がん・子宮頸がんの無料検診

対象者には6月下旬にクーポン券を郵送しました。期限内に受診してください。
対象平成29年4月20日現在、市内在住で、28年4月2日～29年4月1日に次の年齢を迎えた方 ▼乳がん：40歳 ▼子宮頸がん：20歳 受診期限30年1月31日(水) 受診場所指定医療機関 保健センター(予約が必要)

後期高齢者医療の被保険者証の更新

●被保険者証の更新(8月以降は紺色になります)

現在の被保険者証(緑色)の有効期限は、7月31日(月)です。8月以降の受診には、7月中旬に簡易書留で郵送される新しい被保険者証(紺色)をお使いください。

●限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・更新

世帯全員が住民税非課税の場合、医療機関に提示することで、同一の医療機関で月ごとに支払う医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。お持ちでない方は、交付の手続きをしてください。

※引き続き8月以降も適用になる方には、7月中旬に新しい認定証を郵送しますので、手続きは必要ありません

●一部負担金(窓口負担)を3割から1割に変更できる場合があります

平成29年度(28年分)の住民税課税所得が145万円以上で、次のいずれかに該当する方は、事前の申請により後期高齢者医療の窓口負担割合が1割になります。

▶被保険者が一人の場合は、収入額が383万円未満
▶被保険者が複数いる世帯は、収入額の合計が520万円未満
▶被保険者が一人で、世帯内の70～74歳の方の収入額との合計が520万円未満

※1割になると推定される方には、6月中旬に申請書を郵送しています

申込み保険年金課へ内線1575

7月15日～24日は夏の交通事故防止運動



夏は、開放感や行楽の疲労などから交通事故が多くなります。また、自転車の事故も多発しています。気持ちもシートベルトもしっかり締めて、安全運転を心掛けてください。

重点目標①子どもと高齢者の交通事故防止 ②自転車の安全利用の推進 ③飲酒運転の根絶と路上寝込みなどによる交通事故防止 問合せ交通防犯課へ内線3692

食中毒に気を付けましょう

気温や湿度が高くなると食中毒が多く発生します。次の三原則を守り、特に体力のない子どもや高齢者は、生肉を食べないようにしましょう。

食中毒予防の三原則①菌をつけない(手洗いを十分に行って調理する) ②菌を増やさない(早めに食べる、冷蔵庫を上手に活用) ③菌をやっつける(肉などは中心温度75℃で1分以上加熱する) 問合せ保健センター ☎2959・5811か狭山保健所へ ☎2954・6212

住民票などの「コンビニ交付が一時ご利用できません

システム保守点検のため、次の日時は利用できません。日時7月20日(木)、6時30分～23時 問合せ市民課へ内線1033

東日本大震災で避難されている方の健康診査

岩手県、宮城県、福島県の一部の市町村では、他地域に避難されている方の健康診査を実施します。希望者は、住民登録のある市町村へご連絡ください。

雨水貯留・浸透施設の設置費を補助

対象市内に住所と自己居住用住居があり、30年3月31日(土)までに雨水貯留・浸透施設の設置工事が完了する方 補助額工事費用の2分の1。ただし、簡易貯留施設(タンク)は3万円、地下貯留浸透施設(柵)は4万円を限度 ※事前に申請が必要 申込み申請書(道路雨水課に用意。ホームページからもダウンロード可)と必要書類を持って同課へ内線2152

国民年金の付加年金制度

国民年金保険料に付加保険料月額400円を加えて納めると、将来受け取る老齢基礎年金を増額することができます。なお、付加年金は申し出のあった月から加入となり、遡ることや付加年金のみの加入はできません。対象第1号被保険者(65歳未満

期限内の納付にご協力を

7月上旬に、次の通知書を発送しました。なお、特別な事情で一時的に納付が困難な方は、納付相談ができます。また、減免制度などもあります。詳しくはお問い合わせください。

◆国民健康保険料

対象国民健康保険加入者がいる世帯主の方 送付書類「国民健康保険税納税通知書」か、「国民健康保険税納税通知書兼特別徴収開始通知」 問合せ保険年金課へ内線1054

◆介護保険料

対象65歳以上の方 送付書類「介護保険料納入通知書」か、「介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書」 問合せ長寿安心課へ内線1552

◆後期高齢者医療保険料

対象加入の方 送付書類「後期高齢者医療保険料納入通知書」か、「後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」 問合せ保険年金課へ内線1575

守りましょう

寄附禁止のルール

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず禁止されています。

みんなで守ろう「三不運動」

①政治家は有権者に寄附を贈らない ②有権者は政治家に寄附を求めない ③政治家から有権者への寄附は受け取らない 問合せ選挙管理委員会事務局へ内線6061

排水設備工事責任技術者共通試験

試験日11月26日(日) 場所埼玉工業大学(深谷市) 受付期間8月21日(月)～9月29日(金) 受験料1万円 ※受験案内は、8月21日(月)から下水道施設課で配布 問合せ同課へ内線2742

小物フェア

整理棚、いす、小物入れなどを廉価で販売します。日時7月28日(金)、9時～15時(売り切れ次第終了) 場所リサイクルプラザ 対象市内在住・在勤・在学の方 問合せ奥富環境センターへ ☎2953・2831

国民健康保険の「限度額適用認定証」と「標準負担額減額認定証」の更新・交付

●限度額適用認定証

医療機関に提示することで、医療費の支払いを世帯ごとの負担限度額までにできます。現在の認定証の有効期限は、7月31日(月)です。

8月以降の認定証が必要な方は、更新・交付の手続きをお願いします。なお、70歳以上で住民税課税世帯の方は、高齢受給者証が限度額認定証を兼ねるので手続きは必要ありません。

また、8月から限度額などが変わりますので、詳しくは「平成29年度国民健康保険税納税通知書」に同封の「平成29年度版こくほガイド」をご覧ください。

持参品個人番号が分かるもの、本人確認書類、被保険者証、印鑑、現在の限度額適用認定証(更新の方)

※国民健康保険税の未納がある方や28年分の確定申告か、市・県民税の申告をしていない方には、認定証を交付できないことがあります

●標準負担額減額認定証

世帯全員が住民税非課税の場合、事前に申請することで、食事療養費標準負担額(入院中の食事代の一部)を減額できます。

なお、現在、標準負担額減額認定証を交付されている方で、29年度も引き続き住民税非課税の方は、更新の手続きが必要です。

持参品個人番号が分かるもの、本人確認書類、被保険者証、印鑑、現在の標準負担額減額認定証(更新の方)

申込み保険年金課へ内線1051